

飯山市工場立地法準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域及び区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域（以下単に「準工業地域」という。）	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域等」という。）	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めない地域（以下単に「用途地域の定めない地域」という。）	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合)

第 4 条 前条に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

第 5 条 特定工場の敷地が、第 3 条に規定する区域又はこれら以外の区域（以下この条において「その他区域」という。）のうち 2 以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地に占める面積の割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき同条に規定する区域のうちいずれかの区域の敷地割合が最も高いときにあつては当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部について適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときにあつては同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

区分	緑地の面積	環境施設の面積
準工業地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{G_0}{S})$ ただし $\frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S})$ ただし $\frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域等及び用途地域の定めのない地域	$G \geq \frac{P}{\gamma} (0.05 - \frac{G_0}{S})$ ただし $\frac{P}{\gamma} (0.05 - \frac{G_0}{S}) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{E_0}{S})$ ただし $\frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{E_0}{S}) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区分	緑地の面積	環境施設の面積
準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S})$ ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S})$ ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域等及び用途地域の定めのない地域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S})$ ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S}) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S})$ ただし $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S}) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第 1 の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第 6 号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (12) γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合